

令和4年度事業計画書及び活動予算書について（案）

自：2022年4月 1日
至：2023年3月31日

特定非営利活動法人静岡市障害者協会

2022年度事業計画の策定にあたって(所感)

2021年度は新型コロナの続きで始まり、3、4、5、6波とその影響力は徐々に大きくなり、障がいのある人が感染したり、濃厚接触になって自宅待機や自宅療養を強いられたりと、近年まれにみる大変な年でした。特に主要な事業である基幹相談支援センターの業務では新型コロナへの対応は守りになってしまっていたと反省しています。

2022年度になって感染はやっと落ち着き始めましたが、今後新たな変異株などで新たな大波が来るか、インフルエンザと同じような制御できる病気になるのか、まだわかりませんが、コロナの感染対策が継続するのは確実でしょう。社会全体に災厄をもたらす新しい現象が生じたとき、もっとも影響を受ける人は一般に「弱者」と呼ばれる人であるのは、今までの歴史が語っています。基幹相談支援センターとしては積極的に動いてきたつもりですが、それより、当事者団体はもっと声をあげるべきだったでしょう。

一昔前は当事者運動という形で、行政や政治に身を挺して働きかけを行った脳性麻痺などの先人がいます。今は、全身性障害のある国会議員が活躍していますが、実は30年以上前に保守的な静岡市にも障害者運動を立ち上げ、23年前に市議会議員になられた筋ジスの渡辺正直さんがいました。しかし政治は難しかったようで、市議会で障害者のニーズやるべき姿は訴えられましたが、具体的な成果は数えるほどでした。ただ、旧静岡市が障害者プランを作成するのを機に、独自に勉強会の活動を立ち上げて、積極的な活動を行いました。当時は、単なる研修ではなく、例えば、城東福祉エリアに何を作るかなどについてある大学教授の協力を得て意見書をまとめ行政に提出する活動もしました。彼は協会監事でもあり、源流とも言えます。

その後の二十年、静岡市の福祉はあまり改善された実感はありません。十数年前に障害者部局にいた職員が戻ってきたとき「十年前とあまり変わらない、却って悪くなったかもしれない」と漏らしていました。それに頷くしかない自分は、今までの私たちの活動について謙虚に反省しています。施設や病院からの地域移行が進んだか、地域生活の支援が充実したか、相談体制は本人に寄り添っているかなど、まだまだ疑問を感じます。今は、課題の解決しきみはありますが、あまり成果をあげていません。当事者が意見を反映する場もありますが、あまり具体化しません。前者は自立支援協議会であり、後者は施策推進協議会です。

一般的には障害福祉サービスの仕組みは整備され、障害者側が運動しなくとも、ある程度のサービスは使えるようになりました。「最近、障害者団体は大人しくなった」と言われているのも、それでいいのでしょうか。本来、施設が足りなくてもできない、困っている人は困ったまま、声がなければやらないというのが実感であり、強度行動障害のある人、知的や精神の軽度の障がいだが社会との衝突がある人は取り残されています。「誰も取り残さない社会」の実現は、きれいごとではありません。お金をかけて対策を考え講じるべきでしょう。

今年度は、コロナ禍で学んだことを少しでも活かしたいと思います。具体的には、①行政や市民が障がいのある人と障がいを理解し、そのニーズを認識すること、②障害者団体が本来の存在意義に気づき、社会に言うべきことを言うこと、③障がいのある人に対する差別を市民に具体的に示し、解消するよう働きかけること、④困っていてもものが言えない人たちを代弁して、その権利を主張し実現することを目指したいと思います。「私たち抜きで私たちのことを決めないで」という障害者の権利条約の理念の「私たち」とは、声の出せない人たちを含むことを忘れず代弁し、自分たちの声と共に実現することです。それは基幹相談支援センターとしての業務にも反映していきたいと思います。まだしばらく厳しい時が続きますが、がんばりましょう。

特定非営利活動法人静岡市障害者協会 令和4年度 事業計画書

はじめに

障害者権利条約の批准後、一昨年度までに障害者の関連国内法の整備、施行が整い、我が国の障害者の権利擁護体制は制度全体として整備された。しかし本市においては、障害者からの差別の相談支援は年数件という受付実績しかないため、障がい者差別解消地域支援協議会の開催の必要はないという説明になっている。しかし実際は様々な場面で差別はあるが、相談できる場所が行政の窓口しかないため相談のハードルは高く、差別を感じた人は県の相談窓口（県社会福祉士会）にたどり着けばよいが、泣き寝入りするしかない状況にある。今年度は差別事例の集約と分析が委託業務の中に入り取り組みが始動する。また、障害者虐待防止についても分離先であるベッドの確保や支援ネットワークの確立等、対応する具体策や仕組みが機能しないのが実情である。また、親亡き後の支援の検討も進めているが、根が深く大きな問題でまだ先が見えない。それらに対応する相談員についても目標人数には程遠く、結果、相談対応の量も質もまだ不十分だと思われる。

今年度は、①まだ国第4次障害者基本計画（平成30年度～35年度）の実行中であり、②障害者総合支援法や差別解消法の政省令の改正や障害福祉サービスの報酬改定後の動きを見極める必要があり、③そのなかで本市において策定された「共生のまちづくり計画」の実施2年度目であることを踏まえ、積極的に取り組まれていない積年の課題や新しい課題に対ししっかりP D C Aのサイクルを回し、少しずつでも前進しなければならない。

障害者団体を主体にする当協会としても従来からの医療、教育、雇用、年金、交通・移動、さらに司法、防災、情報・通信、消費生活等の幅広い関係各分野との連携を図りながら、様々な機会を捉えて障がい者児の権利擁護の推進、QOLの実現、生活全般を支える支援の充実に向け積極的、具体的に提言を行う。さらに、本市委託の基幹相談支援センターの事業を通して、相談支援についての高齢や子育て等を含む各分野の再編成が横断的に行われることに対応すべく、少数派である障がいのある人が取り残されない本当の包括相談支援体制を構築することに意を注ぐ。

また、静岡市が宣言し積極的に進めているSDGsに関しては、当協会もSDGs宣言をしているので、相談支援業務においては「断らない相談」「取り残さない支援」を掲げて精力的に取り組む。

1. 今年度の重点事業（概要）

全体的な方針	SDGsで掲げる「誰も取り残さない社会」の実現を目指し、障害のある人の立場で障害のある人の声や声なき声を代弁して具体化を進め、全市の包括的重層的な相談支援体制の新たな構築に積極的に関わる
対外的なテーマ	全市の障害者の相談支援体制を再検討してあるべき姿を目指し、他分野との連携の仕組みを作る過程で障害者が埋没しないよう提言する
事業の方針	業務の自然増に対応するため、個別事例を他機関への引継ぎを本格化しスリム化する一方、ノウハウの共有、活用、継承に取り組む
基本理念の試行	静岡市の障がいなどがある人を、一人も取り残さない支援をする

◎は新規の事業、○は重点的な取り組み

(1)	協会の基本理念を確立し、市内の障がい者や当事者団体への支援を充実する（継続）	
	① これまでの活動について振り返り、会員の声を聴き、今後の方向を見定める 会員に向けたアンケートを実施し、集約のうえ、ご意見を会の活動に生かす 評価機関の客観的な評価をうけ、課題の部分の改善に取り組む	◎
	② 当協会の基本理念を確立し、自主的な「静岡市の福祉ビジョン」を構想する	◎
	③ 会報「わかば」(目標2回発行)、ホームページ、CANPAN ブログ、安否コールなどを活用し、協会の活動状況を広く発信する 特に新ホームページを本格運用し、活動の見える化と社会へメッセージを発信する	◎
(2)	高い外部評価を維持し、財政を安定化し、安定的な組織運営を図る（継続）	
	① 取得した認定NPO法人格とグッドガバナンス認証の2つの更新年となるので、それぞれの審査を受け、指摘があれば改善して認定と認証の継続を目指す。 そしてその評価を最大限活用し、寄付金を広く募り、安定した財政基盤を作る	◎
	② 認定 NPO 法人の維持のため、パブリックサポートテスト（1年間で 3000 円以上の寄付者を 100 人以上）のクリアを目指す	○
	③ 市内の障害者団体のうち、未加入の団体（肢体系、聴覚系、脳外傷系等）に入会を働きかける	○
	④ 総会を年1回、理事会を年4回で開催し、協会を民主的に運営する	
	⑤ 当協会においても、障がい者の雇用は推進されるべき課題であり、障害者雇用助成金の活用により少しでも雇用の幅を広げる。	◎
(3)	障害者団体として独自の事業を進める（自主事業：継続）	
	① 研修会（旧障害者プランの勉強会）を継続しつつ、適宜、代表者による会議（障害者政策委員会：仮称）にて課題の整理と施策への提案を協議する (毎月第3水曜午前 10~12 時)	◎

	<p>次期の「静岡市共生のまちづくり計画」の準備が始まるが、現行の計画（2年目）の推進状況を把握し、未着手や目標未達見込みの計画についての課題や対応策を検討、提案したうえで、その先に次期計画の目標と計画を探る。</p>	◎
②	<p>防災事業委員会を通じて、地域の防災力を高め、要援護者支援を盛り込む (毎月第1火曜午後6時～8時)</p>	◎
	<p>今年度新たに助成金にて事業化する計画相談と個別避難計画について、自立支援協議会のプロジェクトと連携して、当事者のニーズを訴えて、実効性を高める。</p>	◎
	<p>日本財団からの助成事業が1年延期になったため、今年度は個別避難支援計画の作成を進め、先進地域の視察のうえ、避難支援計画作成のためのガイドブックを企画、編集し、役に立つものを作成する。</p>	◎
③	<p>移動支援・バリアフリー委員会を差別解消・社会参加委員会と改称し活動を進める (毎月第4木曜午後1時30分～3時30分)</p>	◎
	<p>差別解消：差別解消支援地域協議会の設置と本格稼働に向けた準備に協力する 差別の事例の集約と分析、解消のため研究及び啓発活動を検討する</p>	◎
	<p>移動支援：一昨年度から導入されたグループ支援型の実践的研究と車両移送型の導入の研究、通学支援の円滑実施、精神障がい者の社会参加など</p>	○
	<p>移動支援：協会が受託した「従事者養成」のカリキュラムの確認と当事者団体等への協力要請、指定事業所の拡大や稼働従事者（ヘルパー）の拡大</p>	◎
	<p>バリアフリー：バス利用の改善など障がいがある人の社会参加を進むよう民間事業者に働きかける。市民と事業所、行政との協議の場の設置を提案。</p>	◎
④	<p>解決が困難な課題については、市議会厚生委員会との話し合いの場を設け、意見交換し、課題共有し、解消改善を目指すよう働きかける</p>	◎
(4)	<p>静岡市障害者相談支援推進センターとしての役割を果たす（市委託事業）</p>	
①	<p>基幹相談支援センターとして自立支援協議会の中軸となり相談支援の課題に取組む</p>	
	<p>相談支援事業者と行政を中心とする事務局会議・連絡調整会議を活用し、各機関に本来の役割を求める</p>	○
	<p>6専門部会（現状：地域生活支援、権利擁護・虐待防止、就労支援、地域移行、相談支援、こども）の分野の整理と再編に協力し、各部会で洗い出された課題に対し、ワーキンググループやプロジェクトチームなどの形を通して、解決に取組む。 特に、地域生活支援部会と相談支援部会にまたがって設置されるワーキンググループ、「避難計画の作成プロジェクト」の事務局を担い、事業を円滑に進める。</p>	○
	<p>基幹相談支援センターとして、市内相談支援専門員等に対する実務研修を行いスキルアップを図る（インテーク・アセスメント・地域資源の紹介と活用、連携）。</p>	○

	増大する業務量を整理し、担当者の役割分担、他機関への引継ぎを本格化する	○
② 地域生活支援ネットワーク相談支援コーディネーター配置業務	地域生活支援拠点（地域生活支援ネットワーク、「まいむ・まいむ」）では相談調整コーディネーターを設置し、求められる役割を果たし、地域生活を支援する	○
③ 移動支援事業従事者養成研修（静岡市委託）を実施し、障がい者の地域生活支援を担う人材を養成する	○	◎
④ 虐待防止センターとして当事者の立場に立ち適切に機能する仕組みづくりに取組む	虐待対応コア会議に出席し、当事者本人の人権を守り、権利を擁護する ・弁護士など専門職や全市域の関係専門機関との協力体制を作り、速やかで適切な対応を目指す ・虐待防止ネットワークの立ち上げを準備し、虐待防止策や事業所への指導などを検討する	○ ○
⑤ 触法系障害者への対応の増加に対し連携会議の開催、関係機関の協力を求める	再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に係る障害者の相談支援にあたる（平成29年度障害者相談支援推進業務の仕様書に追加、継続） ・入り口支援（起訴される前の支援・不起訴後の支援、医療観察法不処遇後の支援）として警察、検察、保護観察所、福祉事業所等と連携し、本人の支援をする ・出口支援（矯正施設退所後の支援）として住宅の確保、生活・就労の支援をし結果として再犯防止につながるよう努力する ・弁護士会と結んだ協定を利用し、触法障害者の支援に、市内の委託相談事業所と連携しての支援をすすめ、最終的には引き継ぐ方向で取り組む	○
⑥ 機関紙「三輪車」を発行し、障害のあるなしに関わらず広く市民に対し当センターの活動を啓発する。	○	○
(5) その他の相談支援事業における事業の拡大と支える人材の育成		
① 生活保護精神障害者退院支援事業の推進（受託事業）	・精神科病院に入院中の精神障がい者で生活保護受給者の地域移行を支援する ・昨年度から支援している人と新規の人の地域移行の実現を、関係機関と連携して進め、地域で安心して暮らせるような支援体制を作る	○
② 地域相談支援（地域移行支援：個別給付）の実施（継続）	・地域移行支援を希望する個人に対して、同サービスを提供し、地域移行を支援する	
③ 委託金の増額がないため給与の昇給もないなかで、相談員の努力に報いたり、意欲を刺激したりする工夫を考え、さらにはほかの委託相談事業所との連携や交流を通して、市内の全般的な人材の養成とリーダーの育成を図る		

R4年度 障害者相談支援推進業務 事業計画書

(1) 事業所の運営体制

① 基本情報

相談支援事業所名	静岡市障害者相談支援推進センター		
運営法人	特定非営利活動法人静岡市障害者協会		
指定内容	指定特定	有	・ <input checked="" type="radio"/> 無
	指定一般	有	・ 無
	指定障害児	有	・ <input checked="" type="radio"/> 無
附置施設名	(特定非営利活動法人 静岡市障害者協会)		
附置施設の事業種別	(障害当事者団体の活動支援・障害者の権利擁護)		

② 事業所情報

所在地	〒420-0854 静岡市葵区城内町1番1号 静岡市中央福祉センター3階				
電話番号	054-254-6880				
FAX番号	054-254-6880				
電子メールアドレス	shizu-shokyo@cy.tnc.ne.jp				
ホームページアドレス	http://www4.tokai.or.jp/shizu-shokyo/				
開所日	定例日	月曜日～金曜日			
	非定例日	障害者虐待防止センター業務にかかる通報・相談は土日・祝日・年末年始休業日も対応。			
開所時間	開所時間	9時00分～	17時00分		
	電話対応時間	9時00分～	17時00分		
	来所対応時間	9時00分～	17時00分		
	ピアカウンセリング対応時間	9時30分～	16時00分		
	その他	障害者虐待防止センター業務にかかる通報・相談の受付は24時間対応（深夜・早朝は、転送電話で留守電対応の場合もある。）			
苦情相談窓口の設置状況	あり 苦情相談受付担当者：木村純子				
	苦情解決責任者：牧野善浴				
	苦情解決第三者委員：渡邊英勝（静岡福祉大学教授）				

③ 設備状況

相談室	相談室の数	2（事務所内の相談コーナー1、別室（会館内の相談室1）	
	個室相談室	有	・ 無
その他主な設備	事務机・イス・パソコン6台、プリンター・インクジェット印刷機・FAX複合機・PCサーバー・電話回線主装置・緊急連絡用携帯電話2台・キャビネット4、シュレッダー1等		

④ 人員配置

管理者	職名	会長・管理者					
	氏名	牧野 善浴					
職員数	常勤職員	4 人 (うち、他業務兼務 2 人)					
	非常勤職員	2 人 (うち、他業務兼務 0 人)					
機能強化 対象職員	氏名	牧野 善浴 (管理者と兼務 常勤換算0.5人)					
	選出理由	静岡市障害者協会会長・市重症心身障害児者を守る会会長、NPOしづおかオンライン協会会長を歴任。当事者の立場から永年障害者福祉施策について提言している。県社会福祉士会の主要メンバーとして障害者差別解消相談にも携わる等障害者の権利擁護を推進している。社会福祉士					
	氏名	堀越 英宏 (常勤・兼務 常勤換算1.0人)					
	選出理由	知的障害者入所施設の職員(相談員)、施設長等を経験し(年数31年)、NPOみやぎ発達障がいサポートネットに勤務。社会福祉主事・知的障害者福祉司・児童指導員等任用資格、小中教員資格、平成26年度相談支援従事者初任者研修修了、平成28年度強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践・指導者研修)修了、平成28年度重度訪問介護従事者養成研修(強度行動障害支援課程)修了、平成29年度相談支援従事者現任者研修修了。日本司法・共生社会学会会員、日本障害者虐待防止学会会員					
	氏名	瀧口直美 (専任 常勤換算1.0人)					
	選出理由	精神保健福祉士として、委託相談支援事業所及び他市において障害福祉行政経験もあり触法障害者の支援について、制度面の理解と活用策についてのスキルが高い。社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員の資格を有し、精神障害者の地域移行支援や触法障害者等の支援に意欲を持っている。					
	氏名	松山 文紀 (常勤・兼務 常勤換算0.28)					
	選出理由	市内の身体障害者福祉施設の職員(相談員)の勤務経験があり、旧障害者ケアマネジメント相談支援研修修了。社会福祉士。NPO静岡ボランティア協会が受託する番町市民活動センター所長や全国的な災害支援ネットワークの事務局長等を歴任。本年度静岡市障害者施策推進協議会が静岡市障害者自立支援協議会に付託する「障がいのある災害時要配慮者への対応」という課題について、R3年度より地域生活支援部会で検討する(仮称)「災害後の障害者支援」PTの事務局を合わせて担当する。					
	氏名	山本 佳昭 (常勤・常勤換算0.50人)					
	選出理由	社会福祉士・介護福祉士・相談支援推進業務の事業計画・事業報告・月次報告等の業務管理を担当。触法障がい者の金銭管理を通じて、日常の生活相談等の支援を担当する他、電話相談を担当。育成会の本人部会の運営に協力、相談支援事業所の運営基盤について助言指導ができる。					
	氏名	稻木 良光 (非常勤・専任 常勤換算0.42人)					
	選出理由	障がい当事者の立場でピアカウンセラー的な役割が期待できる。民間資格のNPO総合福祉カウンセリングセンター認定心理カウンセラー1級、大阪商工会議所メンタルヘルスマネジメント検定試験合格、平成29年度静岡県相談支援従事者専門コース別研修修了。平成30年度強度行動障害支援者研修修了。令和元年社会福祉主事等任用資格取得(全社協中央福祉学院)(基礎・実践)主に電話相談、初回インテーク担当					
※	4/1現在の機能強化対象職員数	3.7	人	(0.5 + 1 + 1 + 0.28 + 0.5 + 0.42)	

※ 常勤職員は、週35時間以上勤務している者。

※ 他業務兼務者は、静岡市が委託する障害者等相談支援推進事業以外の事業に従事している者。

【配置職員の従事業務】 障害別相談員については、別紙「障害別相談員名簿」を参照

職員氏名	従事体制		従事事業区分							
	常・非	専・兼	基幹相談支援センター事業			障害者相談支援推進事業			障害者虐待防止センター事業	事務
			総合的・専門的な相談支援	地域の相談支援体制の強化	地域移行・地域定着の促進	障害者110番事業	障害者相談員活動強化事業	身体障害者補助犬相談事業		
牧野 善浴	非	専	○	○	○	○	○	○	○	○
堀越 英宏	常	専	◎	○	○	○	○		○	○
瀧口 直美	常	兼	◎	○	○	○	○	○	○	
松山 文紀	常	兼	◎							
山本 佳昭	常	専	○			○	○	○		○
稻木 良光	非	専	○						○	
木村 純子	非	兼	◎	○	○					
7/1以降は「自立生活援助」（障害者福祉サービス）に従事予定										
中川ちひろ			現在休職中							

※ 「従事体制」欄には、常勤・非常勤の別、専任・兼務の別を記載。

※ 「従事事業区分」欄には、該当職員が従事する業務に「○」を記載。また、相談支援事業従事者のうち、相談支援専門員の資格を有する者は「総合的・専門的な相談支援」欄に「◎」を記載。

【配置職員の詳細】

氏名	生年月日	性別	主な保有資格	兼務事業名（施設・事業所名）
牧野 善浴		男	社会福祉士	静岡県障害者差別解消窓口業務（県社会福祉士会・月1回）
堀越 英宏		男	平成29年度静岡県障害者相談支援従事者現任研修修了、社会福祉主事等任用資格・中学・高校教員免許状（社会）	
松山 文紀		男	社会福祉士・令和2年度障害者相談支援従事者初任者研修修了	地域生活支援ネットワーク相談調整コーディネーター配置業務（月～金曜日各6時間・休憩含む）
稻木 良光		男	平成28年度県障害者相談支援従事者専門別コース研修修了。NPO総合福祉カウンセリングセンター認定 上級心理カウンセラー・平成30年度強度行動障害支援者研修修了（基礎・実践）・令和元年度、社会福祉主事任用資格研修修了（中央福祉学院）	
木村 純子		女	平成28年度県障害者相談支援従事者初任者研修修了、平成30年度医療のケア児等コーディネーター養成研修修了、平成30年度在宅重症心身障害児者刈谷多職種連携研修修了、特別支援学校教諭2級免許状	地域生活支援ネットワーク相談調整コーディネーター配置業務（月・火・水・木・金曜日各6時間・休憩含む）
山本 佳昭		男	社会福祉士・介護福祉士・NPO法人事務力検定修了、NPO法人会計力検定（基礎）修了、簿記3級	
瀧口 直美		女	社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員	生活保護精神障害者退院支援業務

(2) 基幹相談支援センター事業の実施見込

① 総合的・専門的な相談支援の実施

項目		実施見込量
開設日数		243 日
相談支援	延件数	800 件 (令和3年実績約756件)
困難事例への対応	延件数	300 件
個別支援計画	作成件数	0 件
	作成支援件数	24 件
個別支援会議	開催回数	5 回
	参加回数	140 回 前年度実績123件

※ 「困難事例への対応」の件数は、「相談支援延件数」のうち数を記載。

※ 「困難事例への対応」には、関係機関の紹介や個別支援会議では解決が困難な事例や、地域の相談機関から困難事例として支援の引継ぎを受けた事例の件数を記載。

※ 「個別支援計画」には、サービス等利用計画・障害児支援計画に加え、福祉サービス事業所の作成する「個別支援計画」が含まれる。

② 地域の相談支援体制の強化の取組

項目		実施見込量
地域の相談機関への助言・指導	実施回数	90 回
地域の相談支援事業者の人材育成支援	実施回数	35 回
自立支援協議会構成会議	事務局会議	36 回 参加
	区連絡調整会議	
	全体会議	2 回 開催
	市自立支援協議会	2 回 参加
	同上 部会・PT・WT	28 回 参加
	地域生活支援ネットワーク会議	2 回 参加
地域の相談機関との連携強化	実施回数	8 回

※ 「地域の相談機関への助言・指導」には、他の相談支援事業者、民生委員、障害者相談員、保健医療機関、教育機関及び就労機関等、障害者等への相談支援を行う機関に対し、助言・指導する件数を記載。

※ 「地域の相談支援事業者の人材育成支援」及び「地域の関係機関との連携強化」の詳細は、別紙に記載。

③ 地域移行・地域定着の促進の取組

項目	実施見込量
実施回数	200 回

※ 実施内容の詳細は、別紙に記載。

④ 権利擁護・虐待の防止

項目	実施見込量
実施回数	150 回

※ 実施内容の詳細は、別紙に記載。 (障害者虐待に対応した虐待対応コア会議・ケース会議・終結会議は含まれない。)

(3) 障害者相談支援推進事業の実施見込

① 障害者110番事業

項目	実施見込量	
開設日数	243 日(障害別相談150日)	
相談支援	延件数	200 件
研修会	実施回数	2 回

※ 相談支援に従事する障害者相談員について、別に従事者名簿を提出すること。(様式任意)

※ 「研修会」の詳細は、別紙に記載。

② 障害者相談員活動強化事業

項目	実施見込量	
開設日数	243 日	
相談支援	延件数	240 件
研修会	実施回数	3 回
活動 報告書の確認・指導	延件数	160 件 相談員80人×2回
相談員のコーディネート	延件数	20 件

③身体障害者補助犬相談事業

項目	実施見込量	
開設日数	243 日	
相談支援	延件数	300 件
	うち、補助犬相談	(12 件)

④ 地域生活及び社会参加等推進事業

項目	実施見込量	
実施回数	30 回	

※ 実施内容の詳細は、別紙に記載。

(4) その他

1. 静岡市障害者自立支援協議会への参画

- ① 障害者自立支援協議会への提言事項についての課題抽出・整理
- ② 権利擁護・障害者虐待防止部会・地域生活支援部会・地域移行支援部会・就労支援部会・子ども部会・相談支援部会・評価部会等への参画、各部会のプロジェクトチーム・ワーキングチームへの参画
- ③ 全体連絡調整会議の運営
- ④ 各区委託障害者相談支援センターが開催する事務局会議・区連絡調整会議の運営

2. 行政関係の機関・会議への出席

- ① 静岡市障害者施策推進協議会
- ② 静岡市障害支援区分認定等審査会
- ③ 静岡市成年後見制度利用促進協議会
- ④ 静岡市歯と口腔の健康づくり推進会議

3. 各種機関等の連絡会等への出席

- ① 静岡市社会福祉協議会の関係会議（生活困窮者自立相談支援調整会議・地域福祉活動計画策定委員会、民生児童委員会障害者部会、ボランティア研修等）
- ② 特別支援学校等進路担当者連絡協議会
- ③ 静岡市障害者歯科検診センター運営協議会
- ④ 静岡市特別支援連携協議会・静岡北特別支援学校学校運営会議
- ⑤ 静岡市発達障害者支援協議会
- ⑥ 医療的ケア児支援協議会
- ⑦ 静岡市障害者差別解消地域協議会（現状設置済とされているが、実質協議されていない。今期の市障がい者共生のまちづくり計画に記載事項であり現実的な協議の場を設定する。）
- ⑧ 静岡市における地方再犯防止推進協議会（令和3年度より再犯防止推進計画が実施される。）

4. 地域生活支援ネットワークまいむ・まいむとの連携

5. 障害者の社会参加推進関係

① 文化活動

- ア. 障害者の書道・写真全国コンテストの周知、出展作品とりまとめ
- イ. 静岡市葵区・駿河区老人クラブ連合会文化祭の周知、出展作品取りまとめ
- ウ. TOGETHERS イン 静岡の後援（日本平ロータリークラブが主催する障害者の音楽祭）

② スポーツ活動

- ・全国障害者スポーツ大会に参加する静岡市選手団への役員派遣等の協力
 - ・静岡県障害者スポーツ大会へ出場に対する周知協力、選手登録支援等
 - ・静岡県障害者スポーツ協会との連携
- ③ こころのバリアフリーイベントへの協力（事務局・実行委員会委員）
- ④ 文化、スポーツイベントについての周知、情報提供
- ⑤ 障害当事者のエンパワメント・障害福祉施策の提言力の向上・意見要望の集約

ア. 障害者プラン勉強会の開催 月1回 障害者施策や諸制度の検討、当事者との意見交換

イ. 防災委員会の開催 月1回 災害時要援護者への対応

ウ. バリアフリー委員会の開催 月1回 移動支援・交通バリアフリーのあり方検討

エ. 福祉懇談会 年1回 静岡市市議会厚生委員会との意見交換

R4年度 障害者相談支援推進業務計画（詳細）

（1）基幹相談支援センター事業

① 地域の相談支援事業者等の人材育成支援

実施予定時期	令和4年7月～令和5年3月
事業概要	<p>目標志向型アプローチによる複合課題のアセスメントと家族支援</p> <p>I 困難事例の検討 高齢者と障害者の同居世帯、ひきこもり等の社会的孤立、支援課題のある世帯の障害児の療育等複合的課題のある事例検討</p> <p>II アセスメント研修 Evidence based Care（根拠にもとづく支援）と Narrative based Care（物語にもとづく支援）を学び、支援対象者の立体的な理解に努める。 ・相談支援の理念や基本となるアセスメントの手法を学ぶ</p>
実施対象	・市内の委託相談支援事業者等等（11ヶ所）・計画相談事業所（46ヶ所）・地域生活支援ネットワーク、暮らし・しごと支援センター、ひきこもり地域支援センター、各区地域福祉推進センター・地域包括支援センター他、社会福祉法第106条第2項（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）に定める相談機関の相談担当者
連携する障害者等相談支援事業者	・市内の委託相談支援事業者等（11ヶ所）・計画相談事業所（46ヶ所内）・【地域生活拠点ネットワークまいむ・まいむと共に事業】
年間実施回数	4回

実施予定時期	令和4年4月～令和5年3月
事業概要	<p>各行政区での連絡調整会議を活用した地域資源の理解と連携</p> <p>I 各行政区で提出された困難事例の分析と必要な地域資源の理解</p> <p>II 地域資源開発の手法について</p> <p>III 三層構造の相談支援体制になっている基幹相談支援センター・委託相談支援事業所・計画相談支援事業所との役割分担と連携方法</p>
実施対象	市内の相談支援事業者等の相談員
連携する障害者等相談支援事業者	関係行政機関 市内地域包括支援センター・関係相談支援事業所
年間実施回数	6回 【地域生活支援部会・地域生活支援ネットワーク会議・相談支援部会の中で開催】

②地域の関係機関との連携強化

実施予定時期	令和4年4月～令和5年3月	
事業概要	「断らない相談・属性に捉われない相談体制を目指した地域ケア会議等への参画	
実施対象	市内の相談支援事業者等の相談員・地域包括支援センター等の相談員等	
連携する障害者等相談支援事業者	市内の相談支援事業者等（11ヶ所） 計画相談事業所（46ヶ所） 関係行政機関 市内地域包括支援センター・関係相談支援事業所	
年間実施回数	36回	静岡市地域生活支援拠点まいむ・まいむ・基幹相談支援センター相談会の開催

実施予定時期	令和4年10月
事業概要	社会福祉法に明示された地域生活課題の解決に向けた多職種連携セミナー
	行政説明 社会福祉法と地域生活課題の理解（断らない相談とは）
	ネットワーク構築のためのグループワーク等
実施対象	関係行政機関・市内の委託相談支援事業者等等（11ヶ所）・計画相談事業所（46ヶ所）・地域生活支援ネットワーク、暮らし・しごと支援センター、ひきこもり地域支援センター、各区地域福祉推進センター・地域包括支援センター他、社会福祉法第106条第2項（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）に定める相談機関の相談担当者
連携する障害者等 相談支援事業者	市内の相談支援事業者等（11ヶ所） 計画相談事業所（46ヶ所） 【地域生活拠点ネットワークまいむ・まいむと共に事業】
年間実施回数	1 回

実施予定時期	令和4年12月（予定）
事業概要	トラブルシューター研修
	触法等特別なニーズのある障害者の支援について、関係機関との連携を図り、支援体制を構築する。（再犯の防止等の推進に関する法律に基づく、障害者等の再犯防止に関する相談業務の強化）
実施対象	委託相談支援事業所
連携する障害者等 相談支援事業者	市内の相談支援事業者等（11ヶ所） 計画相談事業所（46ヶ所）
	県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士会、検察庁、矯正機関関係者、地方裁判所、家庭裁判所、保護観察所、保護司会、県地域定着支援センター、障害者就労支援、障害福祉行政機関等
年間実施回数	1 回

実施予定時期	令和4年12月（予定）
事業概要	「災害時要援護者支援」フォーラム
	災害時要援護者について、個別避難計画の作成や地域での取り組みを考える。（地域防災から地域での支援ネットワークを構築する。）
実施対象	民生児童委員・相談支援事業所・自治会関係者、地区社協関係者
連携する障害者等 相談支援事業者	静岡市民生・児童委員協議会、静岡市社会福祉協議会（各区地域福祉推進センター）、委託相談支援事業者等 静岡市行政関係者
年間実施回数	1 回

③ 地域移行・地域定着の促進の取組

実施予定時期	令和4年4月～令和5年3月
事業概要	不起訴処分、刑の執行猶予、保護観察処分等を付された触法障害者の支援、保護司面接同行等再犯防止の支援（再犯の防止等の推進に関する法律に基づく、障害者等の再犯防止に関する相談業務の強化）
実施対象	触法障害者及び支援者
連携する障害者等 相談支援事業者	保護観察所、地方検察庁（社会復帰推進室）、県地域定着支援センター、保護司会、市内の相談支援事業者等（11ヶ所） 計画相談事業所（46ヶ所）
年間実施回数	12 回

実施予定時期	令和4年8月（予定）
事業概要	地域移行・地域定着の仕組みと実際 地域移行支援事業所の拡大 ・行政説明 事例説明
実施対象	退院促進担当者、精神科病院ワーカー
連携する障害者等 相談支援事業者	〈主に精神障害者の相談を受け入れている〉委託相談支援事業所 地域移行支援部会WTと連携
年間実施回数	1 回

④ 権利擁護・虐待の防止

実施予定時期	令和4年4月～令和5年3月（予定）
事業概要	障がいを理由とする差別に関する相談支援事業 障がいを理由とする差別に関する相談 障がいを理由として差別に関する相談事例の収集と分析
実施対象	市内
連携する障害者等 相談支援事業者	市内障害者相談支援事業所・実地指導担当課職員・【各行政区相障害者相談支援事務局・連絡調整会議と共に又は連携して実施】
年間実施回数	1 回

実施予定時期	令和4年4月～令和5年3月（予定）
事業概要	静岡市における障害者虐待防止マニュアルの検討 ・マニュアルの検討会議（権利擁護部会との連携、協同） ・マニュアルの検証、改善
実施対象	静岡市障害福祉企画課、障害者支援推進課、各区障害者支援課、保健所精神保健福祉課、市内障害者相談支援事業所
連携する障害者等 相談支援事業者	県弁護士会、県社会福祉士会、市内障害者相談支援事業所、権利擁護・障害者虐待防止部会との連携
年間実施回数	2 回

実施予定時期	令和4年10月～令和5年3月（予定）
事業概要	障害者虐待防止ネットワーク会議の実施、市内の現状と課題
実施対象	静岡市障害福祉企画課、各区生活支援課、保健所精神保健福祉課、市内障害者相談支援事業所
連携する障害者等 相談支援事業者	関係行政機関、県弁護士会、県社会福祉士会、市内障害者相談支援事業所、障害者福祉サービス事業所、地域ひきこもり支援センター、静岡市暮らし・しごと相談支援センター、労働関係機関
年間実施回数	1 回

(2) 障害者相談支援推進事業

① 障害者110番事業研修会

実施予定時期	令和4年7月
事業概要	全体会 障害者相談員に期待するもの【地域包括ケア・断らない相談の視点】（障害者相談員活動強化事業対象相談員と同一のための同時開催）
年間実施回数	1　回

実施予定時期	令和4年12月
事業概要	障害別研修会 障害種別の相談ケースの対応（身体障害：障害者の高齢化と介護保険 知的障害：自閉症発達障がいの特性理解・障害者相談員活動強化事業対象相談員と同一のための同時開催）
年間実施回数	各1　回

② 障害者相談員活動強化事業

実施予定時期	令和4年7月
事業概要	全体会 障害者相談員に期待するもの【地域包括ケア・断らない相談の視点】（障害者相談員活動強化事業対象相談員と同一のための同時開催）
年間実施回数	1　回

実施予定時期	令和4年12月
事業概要	障害別研修会 障害種別の相談ケースの対応（身体障害：障害者の高齢化と介護保険 知的障害：自閉症発達障がいの特性理解・障害者相談員活動強化事業対象相談員と同一のための同時開催）
年間実施回数	1　回

④ 地域生活及び社会参加等推進事業

実施予定時期	令和4年4月～令和5年3月
事業概要	無料弁護士相談会 共生、文化芸術・スポーツ活動の紹介 ・障害当事者が共に楽しめる文化・スポーツ活動の紹介する。バリアフリーイベントとの連携開催、協会ホームページに、情報掲載【地域生活支援ネットワークまいむ・まいむと連携】
年間実施回数	12　回

実施予定時期	令和4年4月～令和5年3月
事業概要	障害当事者のエンパワメント・施策提言力の強化・意見集約（障害者プラン勉強会・バリアフリー委員会・障害当事者団体と市議会厚生委員会の議員との懇談等）
年間実施回数	12　回

相談調整コーディネーター配置事業 事業計画書

(1) 運営体制

① 基本情報

所在地 及び 施設名称	〒420-0854 静岡市葵区城内町1番1号 静岡市中央福祉センター
電話番号	054-254-6880
FAX番号	054-254-6880
電子メールアドレス	mayim_mayim@nifty.com 相談調整コーディネーター専用
	shizu-shokyo@cy.tnc.ne.jp 静岡市障害者協会
ホームページアドレス	http://www4.tokai.or.jp/shizu-shokyo/
開所日	土曜日及び日曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）以外の日
開所時間	10 時 ~ 16 時

② 人員配置

【配置職員の詳細】

氏名	生年月日	性別	主な保有資格
松山 文紀		男	社会福祉士（H15.6.27登録）令和2年度相談支援従事者初任者研修修了
堀越 英宏		男	平成29年度相談支援専門員現任研修修了・平成30年サービス管理責任者研修修了・平成28年強度行動障害者支援者養成研修（基礎・実践）修了

(2) その他

※松山文紀コーディネーターは、月～金の開所時間に本業務に従事。他の時間は基幹相談支援センター相談員兼務。
※堀越英宏コーディネーターは、基幹相談支援センター相談員兼務。（松山が災害支援業務に従事中は堀越が代行）
・相談調整コーディネーターの業務とサービス調整コーディネーターの業務を相互に補完し合い、地域生活支援ネットワークの目的である「障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する」ことに資するものとする。
・基幹相談支援センターとの連携を円滑に行うために、基幹相談支援センターの堀越英宏相談員が「障害者相談支援推進業務」との総合調整を行う。また障害児分野は瀧口直美相談員（子ども部会担当・障害児相談担当）と連携する。

令和4年度 相談調整コーディネーター配置事業計画

(1) 相談調整コーディネート業務

① 「相談」機能

仕様書概要：相談支援の総合調整、委託・計画相談の環境整備事業、相談困難事例の共有等の実施、困難を抱える世帯を把握するための効果的な仕組み作りの検討

①-ⓐ 委託相談支援の総合調整等

事業名	相談支援の総合調整・環境整備・困難事例の共有等の事業（委託相談）	
事業概要	・委託障害者相談支援事業所（指定一般・指定管理）、と連携し、「計画・委託・基幹」の三層構造になっている障害者相談支援の枠組みの中で、基幹と委託の互いの役割を明確にすることで、困難事例を有する計画相談支援事業所に対して、必要な情報提供等を行う。	
実施時期	令和4年4月～令和5年3月（通年）	
実施場所	各行政区障害者相談支援事務局会議・連絡調整会議 市内公共施設会議室	
実施対象	委託障害者相談支援事業所（指定一般・指定管理）	
成果指標 目指す姿	成果指標	相談支援部会と連携して、基幹相談支援センターと委託障害者相談支援事業所との役割分担について協議する。（年1回以上）
	目指す姿	・三層構造になっている障害者相談支援体制のそれぞれの役割が明確になり、連携が進むことで、利用者が使いやすい相談支援体制ができる。

①-ⓑ 計画相談支援事業所の総合調整等

事業名	相談支援の総合調整・環境整備・困難事例の共有等の事業（計画相談）	
事業概要	計画相談支援事業所の運営上の課題を把握し整理検討する。	
実施場所	静岡市内	
実施対象	基幹相談支援センター・委託相談支援事業所・指定特定相談支援事業所	
成果指標 目指す姿	成果指標	・小規模又は新規開設の計画相談支援事業所を訪問し、運営上の課題を整理検討する。（6事業所以上）
		・複数事業所の協働による体制の確保により加算対象となった事業所（グループ）と連携会議を行う。（年6回以上）

	<p>・計画相談支援事業所に対する各種加算の前提として、事業所の運営規程に『地域生活支援拠点等の機能を担う』旨、記載することになっているが、運営規程の改定について理解を深めていく。【目標全計画相談支援事業所の半数を共生の街づくり計画の期間（令和5年度）までに拡充する。】令和4年度は6カ所</p>
目指す姿	<p>・計画相談支援事業所が、各種加算を取得することで収入面でより安定した経営が可能になる。経営の懸念材料を減少させることで新規参入事業所が増加し、必要な計画相談支援事業所が確保できる。</p>
	<p>・災害後の障がいのある方の支援について、地域生活支援部会のPTと連携し、計画相談支援事業所に対し、災害時要配慮者個別避難計画の作成を支援する。また同計画が「サービス等利用計画」と連動するよう調整されている。</p>
	<p>・相談支援事業所間の連携を深めることで、一つの相談支援事業所が困難な事例を抱え込まず、課題の解決につなげる。一人相談支援事業所が機能停止しないような連携の仕組みを考える。</p>

① -C 困難を抱える世帯を把握するための効率的な仕組みづくり

事業名	困難を抱える世帯を把握するための効率的な仕組みづくり
	<p>① 各行政区障害者支援課等との連携</p> <p>①各区の事務局会議において、強度行動障害等二次的な障害で重度困難化する事例について、幼少期から小学校の時期の支援の在り方や家族丸ごと支援の必要性が指摘されている。基幹相談支援センター・児童発達支援センター・発達障害者相談支援センター等と情報の共有を行う。(基幹相談支援センター障害児担当と連携)</p> <p>① ②は【静岡市が令和6年度から実施する重層的支援体制整備とも連動した形で行う。</p> <p>③家庭の状況の変化について、計画相談支援事業所が早期に把握できるように、相談支援部会が作製した「お願いチラシ」の周知活用を図る。</p>
実施時期	令和4年4月～令和5年3月（通年）
実施場所	静岡市内
実施対象	各行政区福祉事務所・児童相談所・基幹相談支援センター・相談支援事業所・児童発達支援センター、児童相談所、家庭児童相談室等

成果指標 目指す姿	成果指標	「困難を抱える世帯を把握するための効率的な仕組みづくり」について関係機関と各行政区相談支援事務局会議等を活用し協議する。(各行政区1回 計3回以上)
	目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備と連動した形で、困難を抱える世帯を把握する仕組みが整備され。予防的な支援体制が構築される。 ・在宅障害児について、困難ケースや家族丸ごと支援について情報共有・協議の場があり、早期の支援介入により、2次的障害を予防する。

①-④ 地域に根差した相談支援調整

事業名	静岡市東部地域（旧由比町・蒲原町）における相談支援体制の構築	
事業概要	<p>【清水区障害者相談支事務局会議に協力して行う事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域的に指定特定相談支援事業所がなく、障害児通所サービス、障害者福祉サービスが不足している静岡市東部地域において、地域生活課題を整理し、福祉資源が不足している中においても、こども、高齢者、障害者が地域に於いて安定した生活が営めるよう相談支援体制を確立する。 	
実施時期	令和4年4月～令和5年3月（通年）	
実施場所	静岡市東部地域（旧由比町・蒲原町）・出張相談会・地域ネットワーク会議（仮称）	
実施対象	関係行政機関・地域包括支援センター・清水区委託・指定特定相談支援事業所・共立蒲原病院・地区社会福祉協議会・地域民生・児童委員会・支援級設置校・SSW等	
成果指標 目指す姿	成果指標	出張相談会（清水区障害者相談支援事務局会議企画）を年5回以上行う。
		・地域の関係機関に対して、障害児者の福祉ニーズや8050等の障がいのある世帯の把握や課題について地域の関係機関との協議を年1回以上行う。
	目指す姿	福祉サービスの偏在を地域のネットワークでカバーし、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。（得られた手法等は他の地域にも活用する。）

② 「専門性」機能の業務概要

専門的人材を育成する研修会の開催

ア 移動支援従事者養成研修

事 業 名	地域で不足する障害福祉サービス人材の養成 静岡市移動支援従事者養成研修開催事業
-------	--

事業概要	知的障害児者及び精神障害者にかかる移動支援事業従事者を養成する研修の実施。 同研修の講義内容の検討を行い、研修の円滑な実施に資するために運営会議を行う。(年2回以上)	
実施時期	通年（研修開催回数 年2回） 開催準備のために運営委員会を年2回以上開催する。	
実施場所	市内の公共施設の会議室等	
実施対象	静岡市内に居住又は通勤、通学している高校生以上の人または静岡市内で移動支援事業に従事する意思のある高校生以上の人。	
成果指標 目指す姿	成果指標	研修受講者を定員の8割以上確保する。（定員60名、1回30名）。修了率を90%以上にする。
	目指す姿	移動支援従事者が増加することで、移動支援事業利用希望者（待機者）が円滑に同サービスを利用できるようになり、知的障がい・精神障がいのある方の社会参加が促進されるとともに、障害のある方への理解が深まる。

イ 強度行動障害支援者養成研修修了者対象のフォローアップ研修

事業名	強度行動障害支援者フォローアップ研修開催事業	
事業概要	強度行動障がい者（児）の支援を提供している県内の事業所からの実践報告及び専門の講師による研修を通じて、強度行動障がいに関する知識や理解をより深めるとともに、支援者の更なる資質向上を図り、地域で支える体制を整備する。	
実施時期	年1回 令和4年10月～令和5年2月（予定）	
実施場所	静岡市中央福祉センター（予定）	
実施対象	①強度行動支援者養成研修修了者 ②強度行動障がいの方を支援している事業所に勤務している職員（同一法人の職員含む） ③強度行動障がいの方に対する支援に関心のある方	
成果指標 目指す姿	成果指標	・フォローアップ研修を年1回以上開催する。開催準備のために運営委員会を年2回以上開催する。
	目指す姿	・静岡市内において、強度行動障がいのある方の受入事業所が増加する。適切な支援により、強度行動障がいの状況を軽減することで、本人が安心して地域で暮らすことができ、家族、支援者の負担が軽減される。

ウ その他専門的人材育成のために必要な研修

ウ-Ⓐ 専門性の高い相談支援人材の育成（多職種連携・家族丸ごと支援等）

事業名	多職種との事例検討による目標指向型アプローチの視点に立った複合課題のアセスメントと家族支援研修開催事業
事業概要	目標指向型アプローチによる複合課題のアセスメントと家族支援

	I 困難事例の検討
	高齢者と障害者の同居世帯、ひきこもり等の社会的孤立、支援課題のある世帯の障害児の療育等複合的課題のある事例検討
	II アセスメント研修
	Evidence based Care（根拠にもとづく支援）と Narrative based Care（物語にもとづく支援）を学び、支援対象者の立体的な理解に努める。
	相談支援の理念や基本となるアセスメントの手法を学ぶ
実施予定時期	令和4年7月・9月・11月・令和5年1月・3月（予備） 計4回以上
実施対象	市内の委託相談支援事業者・計画相談事業所・地域生活支援ネットワーク、暮らし・しごと支援センター、ひきこもり地域支援センター、各区地域福祉推進センター・地域包括支援センター他、社会福祉法第106条第2項（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）に定める相談機関の相談担当者
成果指標 目指す姿	成果指標 • 事例検討会を年4回以上開催 目指す姿 • 複合的な課題のアセスメントの手法を学び、多職種連携の下、家族全体の支援体制が構築できるようにする。

ウー⑥ 専門性の高い相談支援人材の育成（更生支援）

事業名	触法障がい者の地域定着に向けた支援者養成研修事業	
事業概要	静岡地方検察庁に「社会復帰支援室」が設置され、触法障がい者のいわゆる「入口支援」の事例が増加している。こうした事例は司法・福祉・医療・社会福祉事務所等の連携の下に重層的な支援が必要であり、相談支援専門員に高度なソーシャルワーク機能が求められている。こうした背景を踏まえ専門家を招きシンポジウムや事例検討、更生支援計画の作成等の研修を行う。全国TSネットワーク、静岡TSネットワーク等との連携を図って実施する。	
実施時期	令和4年8月～翌年3月 シンポジウム1回・事例研修1回	
実施場所	静岡市中央福祉センター（予定）	
実施対象	市内の委託及び指定特定相談支援事業所・関係機関・団体（静岡県トラブルシユーターネットワーク・静岡県弁護士会「刑事司法」と福祉の連携委員会等）	
成果指標 目指す姿	成果指標 シンポジウム・事例検討会の開催（年1回以上） 目指す姿 • 静岡市が策定した静岡市障害者共生のまちづくり計画（令和3年度～5年度）静岡市再犯防止推進計画（令和3年度～4年度）に基づき、罪を犯した障がい者支援ネットワークを確立することで、再犯の防止と触法障がい者の自立を図る。	

③「緊急時の受入」機能

仕様書概要：共生型障害福祉サービス（短期入所）導入促進に向けた取り組み

③-a

事業名	共生型障害福祉サービス（短期入所）導入促進事業	
事業概要	高齢介護分野の短期入所事業所を運営する法人・事業所に障がい者の受け入れ促進するための先進地域への見学会に参加する	
実施時期	①見学会 令和4年度中1回参加（障害福祉企画課が実施） ②高齢介護の短期入所事業所における「障がい者」の受入が円滑に進むための支援調整【サービス調整コーディネーターと連携して行う。】	
実施場所	①見学先 豊橋市（予定） ②支援調整（隨時）	
実施対象	市内の委託談支援事業所・高齢介護の短期入所運営法人	
成果指標	成果指標	見学会に参加 年1回
目指す姿	目指す姿	・高齢介護の短期入所運営法人・事業所が「共生型障害福祉サービス（短期入所）」の受入が促進され、短期入所待機者が減少する。

④「地域の体制づくり」

仕様書概要：各障害福祉サービス事業所連絡会の活動状況の把握、地域の関係機関への連絡会の活動状況の周知、連絡会の活動についての意見聴取

④-a 既存の各障害福祉サービス事業所連絡会活動状況の把握と地域の連携

事 業 名	既存の各障害福祉サービス事業所連絡会活動状況の把握と地域関係機関等の連携事業
事業概要	次に掲げる業種別連絡会に参画し、情報の共有を行い、利用児・者にとって必要な地域資源の確保策を検討する。 ①放課後デイサービス事業所連絡会（葵・駿河区／清水区） ②児童発達支援事業所連絡会 ③清水区グループホーム連絡会 ④就労移行支援事業所連絡会
実施時期	令和4年4月～令和5年3月（通年）
実施場所	静岡県総合福祉会館（シズエル）、市内障害福祉サービス事業所市内公共施設会議室等
実施対象	①市内放課後デイサービス事業所、 ②市内児童発達支援センター・児童発達支援事業所 【①、②については、基幹相談支援センター障害児担当相談員と

	<p>情報共有】</p> <p>③清水区内共同生活援護事業所</p> <p>④市内就労移行支援事業所</p> <p>⑤市内委託障害者相談支援事業所・計画相談支援事業所</p>	
成果指標 目指す姿	成果指標	<p>①放課後デイサービス事業所連絡会(葵・駿河区 年3回以上・清水区 年4回以上)</p> <p>②児童発達支援事業所連絡会(年2回以上)</p> <p>【①、②については、基幹相談支援センター障害児担当相談員と情報共有】</p> <p>③清水区グループホーム連絡会(年2回以上)</p> <p>④就労移行支援事業所連絡会(年2回以上)</p>
	目指す姿	各障害児者福祉サービス事業所連絡会と相談支援事業所の情報の共有が進み、利用者のサービス選択が円滑に行われる。

④一(b) 本年度新設の各障害福祉サービス事業所連絡会活動状況の把握と地域の連携

事 業 名	本年度新設の各障害福祉サービス事業所連絡会活動状況の把握と地域関係機関等の連携事業	
事業概要	<p>次に掲げる業種別連絡会に参画し、情報の共有を行い、利用児・者にとって必要な地域資源の確保策を検討する。</p> <p>①障害者支援施設（入所施設）連絡会</p> <p>②短期入所事業所連絡会</p> <p>③葵区・駿河区グループホーム連絡会</p>	
実施時期	令和4年4月～令和5年3月（通年）	
実施場所	市内障害福祉サービス事業所、市内公共施設会議室等	
実施対象	<p>①障害者支援施設（入所施設）</p> <p>②短期入所事業所</p> <p>③葵区・駿河区グループホーム</p> <p>④市内委託障害者相談支援事業所・計画相談支援事業所</p>	
成果指標 目指す姿	成果指標	<p>①障害者支援施設（入所施設）年3回以上</p> <p>②短期入所事業所（年3回以上）</p> <p>③葵区・駿河区グループホーム（年2回以上）</p> <p>【①～③については、サービス調整コーディネーターと連携して行う。】</p>
	目指す姿	各障害者福祉サービス事業所連絡会と相談支援事業所の情報の共有が進み、利用者のサービス選択が円滑に行われる。

⑤ネットワーク会議の開催

事業名	地域生活支援ネットワーク『まいむ・まいむ』ネットワーク会議 開催事業
事業概要	・地域生活支援拠点の面的整備の意味合いを広く福祉関係機関団体、当事者団体等に周知し、協力体制を整備する。(ネットワーク会議を開催する中で提起された地域課題等については、自立支援協議会の各専門部会と連携する。)
実施時期	令和4年9月、令和5年3月(予定)
実施場所	静岡市中央福祉センター(予定)
実施対象	【構成機関・団体等】 ①静岡市障害者自立支援協議会委員【事業所系】 ②静岡市障害者自立支援協議会専門部会部会長・地域生活支援部会部会員 ③市内委託障害者相談支援事業所・計画相談支援事業所 ④市内特別支援学校・静岡市特別支援教育センター ⑤地域ひきこもり支援センター・発達障害者相談支援センター・各行政区地域福祉推進センター・暮らし・仕事相談支援センター(静岡市社協) ⑥関係行政機関【障害福祉企画課・障害者支援推進課・精神保健福祉課・児童相談所・地域リハビリテーション推進センター・こころの健康センター・各行政区障害者支援課等】 ⑦障害当事者団体
成果指標 目指す姿	成果指標 •ネットワーク会議の開催(年2回以上) 目指す姿 •地域の関係機関・団体、地域住民等の地域生活支援ネットワークの「面的整備」の趣旨について理解が深まり、それぞれの機関・団体がより主体的にネットワークに参画している。

⑥サービス調整コーディネーターが実施する入所施設連絡会・短期入所事業所連絡会開催事務の補助

前掲 ④一⑤ 本年度新設の各障害福祉サービス事業所連絡会活動状況の把握と地域の連携を参照

⑦その他として、事業所間の連絡調整、関係者会議の開催、各種会議の出席等必要の都度、参加する。

(2) 静岡市障害者自立支援協議会等との連携

仕様書概要：サービス調整コーディネーターとともにを行う、地域のネットワークづくりについて、静岡市障害者自立支援協議会（専門部会含む）との検討や事業報告等を行う

① 静岡市障害者自立支援協議会（専門部会含む）との連携による地域のネットワークづくり

事業名	地域生活支援ネットワーク『まいむ・まいむ』と静岡市障害者自立支援協議会との連携事業	
事業概要	<p>①静岡市障害者自立支援協議会に参加し、地域生活支援ネットワーク『まいむ・まいむ』の事業報告を行うとともに、面的整備の課題等を報告する</p> <p>②静岡市障害者自立支援協議会専門部会（相談支援部会、域移行支援部会、就労支援部会、子ども部会、権利擁護・虐待防止部会）に参加し、各部会に関連する地域生活支援ネットワーク『まいむ・まいむ』の事業報告を行うとともに、面的整備の課題等を報告する。</p>	
実施時期	<p>①令和4年7月・令和5年1月～2月（予定）</p> <p>②通年（令和4年4月～令和5年3月）</p>	
実施場所	<p>①静岡市役所・駿河区役所会議室（予定）</p> <p>②各専門部会開催場所</p>	
実施対象	<p>①静岡市障害者自立支援協議会委員</p> <p>②静岡市障害者自立支援協議会専門部会委員</p>	
成果指 目指す姿	成果指標	<p>①静岡市障害者自立支援協議会への参加（年2回以上）</p> <p>②静岡市障害者自立支援協議会専門部会（相談支援部会、域移行支援部会、就労支援部会、子ども部会、権利擁護・虐待防止部会）への参加（年2回以上）</p> <p>【サービス調整コーディネーターと連携して行う。子ども部会については、基幹相談支援センターの障害児相談担当者と情報共有する。</p> <p>相談支援部会、域移行支援部会、就労支援部会、権利擁護・虐待防止部会については、基幹相談支援センター相談員と連携して参加する。】</p>
	目指す姿	<p>①静岡市障害者自立支援協議会において、地域生活支援拠点の面的整備について課題等が整理、協議され、静岡市の障害者施策に反映されることで、障がいのある方の地域生活が充実する。</p> <p>②静岡市障害者自立支援協議会専門部会（相談支援部会、域移行支援部会、就労支援部会、子ども部会、</p>

		権利擁護・虐待防止部会)において地域生活支援拠点の面的整備について課題等が整理、協議され、静岡市自立支援協議会での協議に反映される。
--	--	--

② 地域生活支援部会・日中サービス支援型指定共同生活援助事業評価委員会の運営

ア 地域生活支援部会

事業名	地域生活支援部会運営事業	
事業概要	<p>①ネットワーク会議の個別会議を静岡市障害者自立支援協議会の専門部会である「地域生活支援部会」に位置づけて開催する。</p> <p>②地域生活支援部会では、地域生活支援ネットワークの進捗状況や課題を報告するとともに、地域生活支援の推進に関する事項を協議することで面的整備の具体的な推進を図る。</p> <p>【障害福祉サービス事業所連絡会等との連絡調整、移動支援の利便性の向上、移動支援従事者養成研修、強度行動障害に対応できる人材の育成（静岡市入所施設・通所施設サポート事業・強度行動障害支援者フォローアップ研修等）、災害時要配慮者への対応等】</p>	
実施時期	地域生活支援部会（自立支援協議会開催月の前月）	
実施場所	静岡市番町市民活動センター・静岡市中央福祉センター等	
実施対象	部会員【自立支援協委員、学識経験者、当事者団体、通所サポート事業アドバイザー、委託相談支援事業所他】 ※事務局 相談調整コーディネーター、サービス調整コーディネーター	
成果指標 目指す姿	成果指標	・地域生活支援部会を年2回以上開催する。地域生活課題の解決及び地域生活支援ネットワークの拡充及び推進について協議する。
	目指す姿	・地域生活支援部会で協議し整理した課題について、静岡市障害者自立支援協に報告するとともに、「静岡市共生のまちづくり計画」の推進に資するよう提言を行う。

イ 静岡市日中サービス支援型指定共同生活援助事業評価委員会

事 業 名	静岡市日中サービス支援型指定共同生活援助事業評価委員会運営事業
事業概要	運営事務 a 事業所訪問日程調整 b 委員会開催日調整 c 委員会開催場所確保 d 委員会当日資料調整 e 委員会当日の運営 f 委員会終了後の委員からの評価シートの取りまとめ g 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所への評価結果通知 h 会議録の作成

実施時期	令和4年6月から第2回地域生活支援部会開催予定の前月までに評価にかかる事業所訪問、ヒヤリング、評価委員会を開催	
実施場所	静岡市中央福祉センター・静岡市番町市民活動センター等（予定）	
実施対象	静岡市日中サービス支援型指定共同生活援助評価委員、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、行政関係職員、その他委託者が必要と認める機関	
成果指標	成果指標	評価委員会の開催（年1回以上）
目指す姿	目指す姿	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の評価を静岡市障害者自立支援協議会で評価・助言するとの趣旨を協議会、事業所双方で理解を深め、静岡市が期待している日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の運営水準を満たすとともに、入所施設等からの地域移行の受け皿の一つとして機能している。

③ 各行政区障害者相談支援事務局会議・連絡調整会議・全体連絡調整会議との連携と課題の共有、課題解決の検討

事業名	各行政区障害者相談支援事務局会議・連絡調整会議等との連携事業	
事業概要	<p>以下の協議体と連携し、地域課題の共有及び課題解決にあたっての検討を行う。</p> <p>① 各行政区障害者相談支援連絡調整会議(連絡調整会議)</p> <p>② 各行政区障害者相談支援連絡調整会議事務局会議（事務局会議）</p> <p>③各障害者相談支援連絡調整全体会議（全体連絡調整会議）</p>	
実施時期	令和4年4月～令和5年3月（通年）	
実施場所	<p>葵区：静岡市こころの健康センター</p> <p>駿河区：駿河区役所会議室・駿河消防署会議室</p> <p>清水区：清水区役所会議室他</p> <p>全体連絡調整会議：静岡市中央福祉センター会議室</p>	
実施対象	委託障害者相談支援事業所・計画相談支援事業所・関係行政職員・支援学校コーディネーター・当事者団体等（各協議体の事務局が必要とする機関）	
成果指標	成果指標	上記①～③の協議体に合計24回以上参加する。
目指す姿	目指す姿	・事務局会議、各行政区及び全市連絡調整会議、全市会議で集約された地域課題について、静岡市障害者自立支援協議会に提言し、不足している社会資源の充実が図られる。

(3) 地域との連携

仕様書概要：障害福祉に限らず、自治会・町内会、教育機関、医療機関、民間企業、地域包括支援センター等と連携、協働した事業実施に努めること

(3) -a 重層的相談支援体制整備に向けた取り組み

事業名	重層的相談支援体制の充実に向けた多職種連携の実践とシンポジウムの開催	
事業概要	・高齢・障害・児童・生活困窮・ひきこもり等の社会的孤立にかかる相談支援関係機関の連携のあり方を地域の事例から学び、実践につなげるシンポジウム又は連携会議の開催	
実施時期	令和4年10月	
実施場所	静岡市中央福祉センター	
実施対象	・関係行政機関、市内の委託相談支援事業者・計画相談事業所・暮らし・しごと支援センター、ひきこもり地域支援センター、各区地域福祉推進センター・地域包括支援センター他、社会福祉法第106条第2項（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）に定める委託相談機関（地域包括支援センター・子育て支援センター・委託障害者相談支援事業所等）の相談担当者。	
成果指標 目指す姿	成果指標	児童・高齢者・障害者に対する横断的なネットワークを構築するための啓発セミナーを年1回以上開催
	目指す姿	・障害福祉分野以外の関係機関団体との連携を図ることで、支援機関の専門性で中断されない連続的な支援体制を構築する。

(3) -b 教育機関との連携

事業名	教育機関との連携	
事業概要	市内の特別支援学校が主催する「進路指導担当者会議福祉部会」や卒業予定者の個別支援会議等に参加し、卒業生のいわゆる地域デビューを支え、地域社会での生活が円滑に行われるよう関係機関団体との調整を図る。	
実施時期	令和4年4月～令和5年3月（通年）	
実施場所	市内特別支援学校等・静岡市内支援学級	
実施対象	特別支援学校等の進路担当者、委託・指定特定相談支援事業所・進路先企業・障害者福祉サービス事業所 自立支援協の専門部会である「子ども部会」、放課後デイサービス事業所【基幹相談支援センターの障害児担当相談員の業務と情報共有する。】	
成果指標 目指す姿	成果指標	・県立特別支援学校・静岡市教育委員会・静岡市特別支援教育センター等が主催する会議に年2回以上参

		加する。支援学校・支援学級又から要請のあった支援会議に隨時参加する。【支援会議は基幹相談支援センター障害児相談担当情報提供する】
	目指す姿	・支援学校・支援学級卒業後の支援について、卒業までに必要な連携体制が組まれて、円滑に地域に移行することができる。

(3) 一〇 町内会・自治会・民生・児童委員・大学・市民活動団体等との連携

事業名	町内会・自治会・民生・児童委員・大学・市民活動団体等との連携	
事業概要	① 静岡市地域福祉共生センター「みなくる」・静岡市番町市民活動センター・清水市民活動センター、各大学の産学協同の仕組み等を活用し、自治会・民生・児童委員・障害者相談員・地域住民と障害福祉サービス事業所等との双方向の連携に努める。 ② 地域の企業、大学、市民活動団体及び「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」の卒業生等と障害福祉サービス事業所とのコラボレーションを推進する。 ③ 災害後の障がいのある方及びその家族の円滑な避難行動やその後の生活の場の確保等の視点を加味して実施する。 ④ 移動支援従事者養成研修の枠組みを活用して、大学・短大・専門学校との連携を推進する。	
実施時期	令和4年4月～令和5年3月（通年）	
実施場所	静岡市地域福祉共生センター「みなくる」・静岡市番町市民活動センター・静岡市清水市民活動センター・団塊創業塾「くれば」、「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」の卒業者等の活動場所等	
実施対象	地区社協・民児協・市民活動団体・自治会・大学・障害児者福祉サービス事業所	
成果指標	成果指標	・月1回以上の連絡調整、情報発信
目指す姿	目指す姿	・地域の多様な世代の住民や様々な市民活動団体と障害児者サービス事業所や障がい当事者団体との交流を促進することで、自分の周囲や地域、自分の住むまちをよくしたい、積極的にまちづくりに関わろうとする公共意識の醸成を目指し、障害のある人もない人も共に生きる地域社会を目指す。

生活保護精神障害者退院支援事業 実施計画書

1. 事業等の実施体制

- (1) 担当者 瀧口直美（精神保健福祉士）、牧野善浴（社会福祉士）
- (2) 対象者 各区生活支援課との会議及び下記の連携会議で提出される名簿から抽出予定
- (3) 地域移行支援事業（個別給付）の活用 地域移行支援計画の作成
- (4) 計画相談事業所の活用 サービス等利用計画の作成

2. 事業の準備

- (1) 福祉総務課との打合せ（適宜）

出席者 福祉総務課担当1名、当協会担当1名

内容 令和4年度の取り組み体制、方法など

- (2) 生活保護精神障害者退院支援プログラム関係者会議

開催日 7月

出席者 3 区福祉事務所生活支援課（精神障がいの担当）3名

市内障害者相談支援事業所（委託・精神）各専任相談員 3名

（なごやか、みらい、はーとぱる）

福祉総務課担当1名、当協会担当2名

内容 令和4年度の支援対象者について

今後の進め方、担当者会議の開催予定など

3. 連携会議等について

- (1) 会議名 自立支援協議会地域移行支援部会精神障害者地域移行支援ワーキンググループ

- (2) 主催者 静岡市保健所 精神保健福祉課相談支援係

- (3) 出席者 市内精神科入院病床のある医療機関・クリニックのケースワーカー等6人

（日本平病院、清水駿府病院、溝口病院、こころの医療センター）

市内障害者相談支援事業所（委託・精神）各専任相談員 3人

（なごやか、みらい、はーとぱる）

静岡市こころの健康センター（会場施設） 1人

静岡市障害者協会（基幹相談支援センター・本事業受託法人） 1人

静岡市精神保健福祉課相談支援係（主催者） 1人

コアメンバー12人

令和4年(2022)年度 特定非営利活動法人 静岡市障害者協会 組織図(案)

